

# 【 指定訪問介護 】

## 重 要 事 項 説 明 書

指定訪問介護事業所

農協共済中伊豆リハビリテーションセンター

伊東の丘ヘルパーステーション

指定事業所番号

2270400498

### 目 次

1	事業所の概要	8	指定訪問介護のご利用上の御願い
2	事業所の職員の概要	9	担当の職員
3	サービスの提供時間	10	緊急時の対応方法
4	指定訪問介護の運営方針	11	苦情処理
5	利用料金	12	虐待防止への取り組み
6	サービスの利用方法	13	事故発生時の対応について
7	サービスの内容	14	非常災害時、感染症蔓延時の対応
15	身体拘束の禁止	添付	契約書

## 重要事項説明書（指定訪問介護）

当事業者が提供する指定訪問介護の内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1 事業者の概要

事業者の名称	農協共済中伊豆リハビリテーションセンター
主たる事務所の所在地	静岡県伊豆市冷川1523-108
主たる事務所の電話番号	0558-83-2111
法人の種別	社会福祉法人
法人の名称	社会福祉法人 農協共済中伊豆リハビリテーションセンター
法人の代表者の職・氏名	理事長 野中 康

事業所の名称	農協共済中伊豆リハビリテーションセンター 伊東の丘ヘルパーステーション
事業所の管理者	和田 礼子
事業所の所在地	静岡県伊東市岡1349-3 伊東の丘 地下1階
介護保険事業者番号	2270400498
県知事指定年月日	平成18年 7月 1日
サービスを提供する通常の実施地域	伊東市、熱海市、東伊豆町

### 事業者の職員の概要

（令和6年6月現在）

職 種	資格	員数	勤務の体制		
管理者	介護福祉士	1人	常勤		1人
サービス提供責任者	介護福祉士	4人	常勤		4人
介護福祉士		9人	常勤	4人	非常勤 5人
ホームヘルパー1級		1人	常勤	0人	非常勤 1人
ホームヘルパー2級（初任者）		3人	常勤	0人	非常勤 3人

### 2 サービスの提供時間

	通常時間 (8:00~18:00)	早朝 (6:00~8:00)	夜間 (18:00~22:00)	深夜 (22:00~6:00)
平日	8:00~18:00	6:00~8:00	18:00~22:00	
土日祭日	8:00~18:00	6:00~8:00	18:00~22:00	
・年中無休、ただし12月29日~1月3日までを除く				

\* 時間帯により利用料金が異なります。

#### 4 指定訪問介護の運営方針

利用される方々の心身の特性をふまえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、次のように生活全般にわたる援助を行います。

- ① 生活の充実と心のやすらぎを支援します。
- ② 暮らしの中でのご不便を、私たちにお手伝いさせていただきます。
- ③ あなたらしさの自立を支援いたします。

#### 5 利用料金

(1) 当事業者の指定訪問介護の提供（介護保険適用部分）に際しあなたが負担する利用料金は、原則として介護保険負担割合証に基づき1割・2割・3割となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては、全額自己負担となります。

基本料金—通常時間帯

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増す毎)
身体介護	293単位	464単位	680単位	99単位を加算
	30分未満	20分以上 45分未満	45分以上	—
生活援助	—	215単位	264単位	—

※ 初回加算 200単位 ※ 緊急時訪問介護加算 100単位/回+基本料金

※ 介護職員等処遇改善加算 24.5%

- ① 基本料金は、所定の単位に10円を乗じて得た額です。
  - ② 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）は25%加算、深夜（午後10時～午前6時）は50%加算となります。
  - ③ 一定の条件の下に2人の訪問介護員が1人の利用者に指定訪問介護を行った時は、2人分の料金となります。
  - ④ 認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、介護保険からの支払は受けられません。
  - ⑤ この他、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（厚生労働省告示第19号）に規定される指定訪問介護を行った場合に、所定の料金の1割、2割、3割を負担していただきます。

#### (2) 交通費

- ① 当事業者の通常の事業の実施地域にお住まいの方は、交通費は無料です。
- ② それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員があなたを訪問するための交通費を支払っていただきます。

※ 通常地域を越えた地点から片道概ね15キロメートル未満 300円

※ 通常地域を越えた地点から片道概ね15キロメートル以上 400円

#### (3) その他の費用

指定訪問介護を提供するために、あなたのお宅で使用する水道、ガス、電気等の費用はあなたの負担となります。

(4) 料金の支払方法

あなたが当事業者に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月10日までに、前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をします。支払方法は、口座自動引落としとなります。毎月27日が引き落としとなります。(口座引き落としに対応できない場合は職員にご相談ください)

(5) キャンセル料

あなたのご都合により当日の指定訪問介護をキャンセルした場合には、下記の料金をいただきます。

ご利用日の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の12時間前までにご連絡いただいた場合	基本料金の25%
ご利用日の12時間前までにご連絡がなかった場合	基本料金の50%

(6) その他

あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載(あなたが保険料を滞納している為、サービスの提供を償還払いとする旨の記載)がある時は、費用の全額を支払って頂きます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を、後日、伊東市町の窓口へ提出して差額(介護保険適用部分の7割・8割・9割)の払い戻しを受けて下さい。

6 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- ① 当事業者に電話でお申込みください。当事業者の担当職員があなたのお宅に伺い、当事業者の指定訪問介護の内容等についてご説明します。
- ② この説明書によりあなたからの同意を得た後、当事業者のサービス提供責任者が指定訪問介護計画書を作成し、サービスの提供を開始します。
- ③ あなたが居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者にご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① あなたのご都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の7日前までに文書で申し出てください。
- ② 当事業者の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の1ヶ月前までに、文書によりあなたに通知します。
- ③ 自動終了  
次の場合は、サービスは自動的に終了となります。  
ア あなたが介護保険施設に入所した場合  
イ あなたの要介護度が非該当(自立)または要支援と認定された場合  
ウ 連測して3か月以上訪問看護のご利用がない場合  
エ 死亡された場合

④ その他

ア 当事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、あなたやあなたの家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合又は当事業者が破産した場合は、あなたは文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。

イ あなたがサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、あなたが当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為(パワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシャルハラスメント)等を行った場合は、文書であなたに通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

7 サービスの内容

当事業者があなたに提供するサービスは、以下のとおりです。

身体介護	1. 起床介助 6. 衣服着脱 11. 通院介助	2. 就寝介助 7. 清 拭 12 その他(	3. 排せつ介助 8. 体位交換	4. 整容介助 9. 服薬管理	5. 食事援助 10. 入浴介助 )
生活援助	1 調 理 6 衣服入替	2 洗濯 7 その他(	3 掃除	4 買物	5 薬受取り )

- ① これらのサービスのうち、\_\_\_\_\_を別紙スケジュール表に従って提供します。
- ② サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、あなたに分かりやすいように説明します。
- ③ サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に常に注意を払い、特にあなたの身体に接触する設備、器具については、サービスごとに消毒したものを使用します。

8 指定訪問介護のご利用上のお願い

- ① ご家族の方に対するサービスはできません。  
掃除は原則としてご家族の部屋や共有する部分(浴室、玄関、トイレなど)は、いたしません。
- ② 日常的に行われる掃除の範囲を超えるものは、行うことができません。
- ③ 湯茶等の接待はなさないで下さい。
- ④ 贈答品、礼金は一切受け取れないことになっています。
- ⑤ 金銭の貸し借りはお互いの信用を失うことになりかねません。決してなさないで下さい。
- ⑥ ヘルパーとの私的なお付き合いはなさないようお願いします。
- ⑦ ヘルパーの個人の住所、電話番号はお教えできないことになっています。連絡等は事務所へお願いします。
- ⑧ ヘルパー個人の乗用車への同乗は認められていません。
- ⑨ 留守宅への訪問はいたしません。
- ⑩ 特別な行事等の調理はいたしません。(お正月、来客用など)
- ⑪ 買い物は訪問時間内で行います。

## 9 担当の職員

あなたを担当する訪問介護員は \_\_\_\_\_ です。

サービス提供責任者は \_\_\_\_\_ です。

- ① 職員は常に身分証明書を携行しているので、必要な場合は提示をお求めください。
- ② あなたはいつでも担当の訪問介護員の変更を申し出ることができます。  
(これを拒む正当な理由がない限り、事業者は変更の申出に応じます。)
- ③ 当事業者は、あなたの担当の訪問介護員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問介護員を変更することができます。

## 10 緊急時の対応方法

指定訪問介護の提供中にあなたに容体の変化等があった場合は、速やかにあなたの主治医等に連絡します。

主治医	氏名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	
	連絡先	

## 11 苦情処理

### ① 苦情処理

あなたは、当事業者の訪問介護の提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。あなたは、当事業者に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口 担当 ①和田 礼子(わだ れいこ)  
担当 ②飯泉 有希(いひずみ ゆき)  
電話番号 0557-36-1546(8:25~17:10)

### ② 当事業所の苦情処理体制及び手順

苦情に対する常設の窓口を苦情相談窓口として、相談担当者を配置し開設しております。また、担当者が不在の時は、基本的な事項については職員誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぎ、苦情に対する早期の改善、是正措置を講ずるよう配慮しております。開設窓口での苦情処理が不備の場合には、設置母体である、農協共済中伊豆リハビリテーションセンターにて苦情を受け付け対応しております。

農協共済中伊豆リハビリテーションセンター

伊東の丘事業部相談窓口担当 稲村 啓子(いなむら けいこ)  
電話番号 0557-36-1530(8:25~17:10)

③ その他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

熱海市	担当窓口	市民福祉部 介護保険室（熱海市中央町 1-1）
	電話番号	0557-86-6282（平日8：30～17：15）
伊東市	担当窓口	健康ふくし部 高齢者福祉課（伊東市大原 2-1-1）
	電話番号	0557-32-1563（平日8：30～17：15）
東伊豆町	担当窓口	健康づくり課（賀茂郡東伊豆町稲取 3354）
	電話番号	0557-95-6304（平日8：30～17：15）
国民健康保険 団体連合会	担当窓口	介護保険課（静岡市春日 2-4-34 国保連合会内）
	電話番号	054-253-5590（平日9：00～17：15）

④ 本事業所では、現時点での第三者評価の取り組みはしていません。

## 1.2 虐待防止への取り組み

- 当事業所は利用者等の人権擁護・虐待防止の為等のために必要な措置を講じています。
- 成人後見制度の利用を支援します。
- 従業員に対して虐待防止を啓発・普及するため、マニュアルを遵守し、定期的に研修を実施しています。
- サービス提供中等に、当該事業所の職員等による虐待を受けたと思われる利用者又はその家族を発見した場合、又は利用者やその家族からの虐待を受けたと訴えがあった場合は、速やかに市町村に届け出ます。
- 虐待が発見された場合、内容を虐待防止委員会で再発防止に向けた対策を検討し実施し、職員に周知します。
- 虐待相談に関する責任者下記の通りで、伊東の丘事業部虐待防止委員会の委員を兼務しています。

虐待相談窓口 担 当 ① 和田 礼子 （わだ れいこ）  
 担 当 ② 稲村 啓子 （いなむら けいこ）  
 電話番号 0557-36-1530（8：25～17：10）

## 1.3 事故発生時の対応について

訪問介護員等は、指定訪問介護サービスの提供時において、利用者に予期せぬ事故が発生した時は、次のとおり迅速かつ的確な対応により円滑かつ円満な解決につとめます。

\*利用者及び家族への対応

- ① 最善の処置  
介護事故が発生した場合は、まず利用者に対して可能な限り緊急処置を行うとともに、速やかに主治医への連絡等の必要な措置を講じます。
- ② 管理者への報告  
速やかに管理者へ報告するとともに、主治医の指示で医療機関へ搬送します。
- ③ 利用者及び家族への説明  
処置が一段落すれば、できるだけ速やかに利用者や家族等に誠意をもって説明し、家族の申し出についても誠実に対応します。
- ④ 利用者及び家族への損害賠償  
介護事故により事業所が賠償責任を負った場合は、誠意をもって利用者及び家族に対して補償します。
- ⑤ 事故記録と報告  
利用者への処置が完了した後、速やかに介護事故報告書を作成し再発防止対策につとめます。

\* 行政機関への報告

重大な介護事故や死亡事故など重大な事態が発生した場合は、速やかに関係機関へ報告します。

1.4 非常災害時、感染症蔓延時の対応

\* ご利用者様の居住地および、当事業所の所在地域において訪問介護を提供できない何らかの大規模災害が発生した場合、連絡手段が確保されている場合を除いては、急遽訪問介護の提供をとりやめる場合や、営業を一時中止する場合がございます。その場合、連絡手段が確保され、周囲の安全が確保でき次第連絡いたしますので、ご了承下さい。

\* 当事業所又は契約者様、ご家族様等の新型コロナウイルスやインフルエンザの感染症等によりサービスが一時提供できない場合や、訪問回数を制限させていただく場合がありますことをご了承ください。

1.5 身体拘束の禁止

\* 当事業所は、指定訪問介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行いません。

\* やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。



